

ご意見等に対する対応表

No	意見の概要	意見に対する考え方
1	7_(1)に記載のある 「三重県において資格(指名)停止措置要領に基づく資格(指名)停止期間中でないこと。」 について、三重県の資格を取得していることが前提となるのか。	「三重県において資格(指名)停止措置要領に基づく資格(指名)停止期間中でないこと」という条件は、資格を取得していることが前提ではありません。この要件は、既に資格を持っている事業者が対象となり、停止措置を受けていないことを求めています。 したがって、三重県の資格を取得していることが前提ではないものの、資格を持っている場合には、その資格が有効であり、停止措置を受けていないことが求められます。
2	地元事業者の認知獲得について仕様書・評価項目において、地元事業者の認知獲得に関する項目が存在するが、これは、あくまでも（旅行者が認知すべき内容と同等の）「サービス認知」であって、チケット造成などを通じたサービスへの参画に繋がる情報認知ではない、という理解でよいか。	ご認識の通りです。観光サービス「ぶらりすと」は地元事業者との連携の強化も必要となるため、旅行者だけでなく、地元事業者にもサービスについての認知を深めていただくことが重要となります。
3	プレゼントキャンペーンについて過去に実施され、今後も実施予定の様子であるが、次年度においては、こういったプレゼント企画を通じたプロモーションも委託業務での実施範囲になってくるのか？	プレゼントキャンペーン企画を通じたプロモーションを実施するのであれば、委託業務の範囲内となります。ただし、プレゼントキャンペーンの実施が必須というわけではございません。委託業務で必須となる部分は、仕様書の「6.委託業務の内容」をご確認ください。
4	本業務の目的は、①伊勢志摩地域への誘客促進②伊勢志摩地域内の周遊促進・消費拡大（「ぶらりすと」を活用してもらおう）の2点という認識でよいか。	ご提示いただいたものに加え、「滞在時間の向上」「公共交通機関の利用促進」も業務目的となります。詳しくは、仕様書の「2.業務目的」をご確認ください。
5	問4について、①②それぞれのターゲット層はどのように考えているのか。 ターゲット層も含め提案が必要なのか。	ターゲット層を含め、企画・提案をお願いします。
6	「実施地域は伊勢市、鳥羽市、志摩市、南伊勢町、明和町とする。」とあるが、これは何を指しているのか。	現在のデジタルマップ上の中心エリアであり、プロモーションの対象エリアを指しております。
7	「展開力があり楽しみのある企画」「観光サービス「ぶらりすと」を活用したプロモーションを実施」と記載があるが、こちらで検討されている「企画」というのはどのようなものか。 「ぶらりすと」を利用させるキャンペーン立案を指しているのか。	企画の内容を含め、ご提案をお願いします。 「ぶらりすと」を利用させるキャンペーンのみを指しているわけではなく、キャンペーンを含め、さまざまな方法で「ぶらりすと」の利用促進、消費拡大等を促せる企画内容のご提案をお願いします。
8	「可能な限り大阪・関西万博と絡めたプロモーションにすること」とあるが、こちらは出展される三重県ブースのコンテンツ内容も加味するのか、大阪万博から伊勢志摩へ誘引することなのか、どちらを指しているのか。	大阪万博から伊勢志摩へ誘引する企画を指しており、また大阪・関西万博期間中は周辺地域が混在することが予想されるため、その混雑を避けたい地域住民の方々を伊勢志摩へ誘引する企画を踏まえてご提案をお願いします。
9	過去施策の委託事業者を選定した際の決め手は何だったのか。	過去施策においては、プロポーザルを実施せず、当事業の推進協議会内での採決を経て、事業者が確定しましたので、決め手につきましては、お答えしかねます。